

福岡県多面的機能支払交付金交付要綱

制 定	平成 26 年	4 月	1 日	25 水田第 4025 号
一部改正	平成 27 年	4 月	9 日	26 水田第 3675 号
一部改正	平成 28 年	4 月	1 日	27 農振第 6798 号
一部改正	平成 29 年	4 月	1 日	29 農振第 534 号
一部改正	平成 30 年	4 月	2 日	30 農振第 84 号
一部改正	令和 元年	5 月	7 日	31 農振第 200 号
一部改正	令和 2 年	12 月	28 日	2 農振第 6958 号
一部改正	令和 3 年	4 月	28 日	3 農振第 125 号
一部改正	令和 4 年	5 月	6 日	4 農振第 67 号
一部改正	令和 6 年	5 月	9 日	6 農振第 133 号
一部改正	令和 7 年	5 月	13 日	7 農振第 214 号

(趣旨)

第 1 条 知事は、農業の多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金（以下「多面交付金」という。）実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号）に定める農地維持支払交付金、資源向上支払交付金（共同活動）、資源向上支払交付金（長寿命化）及び日本型直接支払推進交付金（以下「推進交付金」という。）交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 3021 号）に定める多面的機能支払に係る推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内において市町村及び推進交付金交付等要綱別紙 4 により設置された福岡県農地・水・環境保全協議会（以下「推進組織」という。）に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、福岡県補助金等交付規則（昭和 33 年福岡県規則第 5 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付金等交付の対象及び補助率)

第 2 条 前条に規定する経費及びこれに対する補助率等は、別表に定めるとおりとする。

(経費の流用の禁止)

第 3 条 別表の事業の欄に掲げる 1 から 4 までの経費の相互間の流用については、1 と 2 相互間で流用する場合、又は、1 もしくは 2 から 3 へ流用する場合を除き、してはならない。

(交付金の交付申請)

第 4 条 規則第 3 条に規定する交付申請は、福岡県多面的機能支払交付金交付申請書（別記様式第 1 号。以下「交付金交付申請書」という。）によるものとする。

2 交付金交付申請書の提出期限は、知事が毎年度別に定める日までとする。

3 市町村長及び推進組織の長（以下「市町村長等の長」という。）（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）は、交付金交付申請書を提出するにあたって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 22 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に県の助成割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明ら

かな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りではない。

（交付金の交付の決定）

第5条 知事は、第4条の規定による申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、決定通知書を市町村等の長に送付するものとする。

（交付金の遵守事項）

第6条 市町村等の長は、多面交付金実施要綱及び多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号）並びに推進交付金交付等要綱、及び日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付け27生産第2855並びに27農振第2219号）に従わなければならない。

（申請内容の変更の承認等）

第7条 市町村等の長は、第4条の交付金交付申請書の記載事項について、重要な変更（別表に掲げる軽微な変更の欄に掲げるものを除き、交付金額の増額を伴う変更を含む。）を加えようとするときは、福岡県多面的機能支払交付金変更承認申請書（別記様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市町村等の長は、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて知事の承認を受けることができる。

（概算払の請求）

第8条 市町村等の長は、多面交付金及び推進交付金の概算払を受けようとするときは、福岡県多面的機能支払交付金概算払請求書（別記様式第3号。以下「概算払請求」という。）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による概算払請求書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、多面交付金及び推進交付金の概算払をするものとする。

（状況報告）

第9条 市町村等の長は、多面交付金及び推進交付金の交付があった年度の12月31日現在において、別記様式第4号により福岡県多面的機能支払交付金事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月10日までに知事に提出しなければならない。ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができる。

2 市町村長等の長は、事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難になったときは速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

3 知事は前項に定める時期のほか、多面交付金及び推進交付金に係る事業の円滑な執行を図る必要があると認めるときは、市町村等の長に対して当該補助事業の遂行状況報告を求めることができるものとする。

4 別表の事業の欄に掲げる4の事業において、事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する場合にあっては、市町村等の長は、その理由を明記した交付決定前着手届（別記様式第5号）をあらかじめ知事に提出しなければならない。

この場合において市町村等の長は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

（補助事業が完了しない場合の手続き等）

第10条 市町村等の長は、多面交付金及び推進交付金に係る事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは速やかにその理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第11条 規則第13条に規定する実績報告は、福岡県多面的機能支払交付金実績報告書(別記様式第6号)によるものとし、事業が完了した日から1月を経過した日又は事業の完了の日の属する国の会計年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

2 市町村等の長に対し、多面交付金及び推進交付金の全額が概算払により交付された場合における前項の報告期日は、同項の規定にかかわらず、事業の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の4月30日までとする。

3 第4条第3項のただし書により交付の申請をした市町村等の長は、第1項の規定による実績報告書を提出するに当たって、第4条第3項のただし書に該当した各補助事業者について当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

4 第4条第3項のただし書により交付の申請をした市町村等の長は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(3の規定により減額した各補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第7号による消費税等相当額報告書を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について額の確定があった日の翌年6月10日までに、同様式により、知事へ報告しなければならない。

(交付金の額の再確定)

第12条 市町村の長は、規則第14条の規定による額の確定通知を受けた後において、交付金事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付金事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、県知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を前条に準じて提出するものとする。

2 知事は、前項による実績報告書の提出を受けた場合は、規則第14条に準じて改めて額の確定を行うものとする。

(書類の提出)

第13条 市町村長が、この要綱に基づき知事に提出する書類は、正副2通(所管農林事務所長を経由)とする。

(財産処分の制限)

第14条 規則第20条第2号の規定に基づく知事が定める財産は、事業により取得した価格が1件50万円以上のものとする。

(関係書類の整備)

第15条 規則第10条に規定する関係書類は、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加し

た財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（別記様式第8号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

（契約等）

第16条 市町村長は間接交付事業者に交付金を交付するときは次に掲げる条件を付さなければならない

- (1) 事業実施主体は、間接交付金に係る事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付金に係る事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (2) 事業実施主体は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積もり合せ（以下、「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第9号による契約に係る指名停止に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第17条 この要綱において、書面等により行うこととしているものについては、当該規定にかかわらず、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と申請等をするものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。ただし、第4条の規定による交付申請、第7条の規定による変更承認申請については、使用できる電子情報処理組織はふくおか電子申請サービスのみとする。

2 前項の規定により行われた申請等については、この要綱に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する要綱の規定を適用する。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の交付金から適用する。
- 2 この要綱の制定に伴い、福岡県農地・水保全管理支払交付金交付要綱（平成23年4月1日付け22農振第3319号）は廃止する。ただし、旧要綱に基づいて平成25年度までに交付された交付金に係る報告、返還及び証拠書類の保管に関しては、なお、従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月9日から施行する。ただし、改正前の要綱に基づいて平成26年度までに交付された交付金に係る報告、返還及び証拠書類の保管に関しては、なお、従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月7日から施行し、改正後の福岡県多面的機能支払交付金交付要綱の規定は、平成31年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行し、改正後の福岡県多面的機能支払交付金交付要綱の規定は、令和2年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月28日から施行し、改正後の福岡県多面的機能支払交付金交付要綱の規定は、令和3年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月6日から施行し、改正後の福岡県多面的機能支払交付金交付要綱の規定は、令和4年度の交付金から適用する。ただし、第12条の交付金の額の再確定については、令和3年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年5月9日から施行し、改正後の福岡県多面的機能支払交付金交付要綱の規定は、令和6年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年5月13日から施行し、改正後の福岡県多面的機能支払交付金交付要綱の規定は、令和7年度の交付金から適用する。

別表（第2条、第3条及び第7条関係）

事業	経費の内容	交付率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
1 農地維持支払交付金	多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号）及び多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号）により市町村が活動組織及び広域組織に対し農地維持支払交付金を交付するのに要する経費	活動組織及び広域組織に交付する支援交付金の3/4	資源向上支払交付金に要する経費と対象農用地面積及び30%を越える額の増減	別記様式第1号の別紙1の（1）の対象農用地面積及び金額の増減
2 資源向上支払交付金（共同活動）	多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号）及び多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号）により市町村が活動組織及び広域組織に対し資源向上支払交付金（共同活動）を交付するのに要する経費	活動組織及び広域組織に交付する支援交付金の3/4	農地維持支払交付金に要する経費と対象農用地面積及び30%を越える額の増減	別記様式第1号の別紙1の（2）アの対象農用地面積及び金額の増減、ウにおける対象活動内容及び金額の変更
3 資源向上支払交付金（長寿命化）	多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号）及び多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号）により市町村が活動組織及び広域組織に対し資源向上支払交付金（長寿命化等）を交付するのに要する経費	活動組織及び広域組織に交付する支援交付金の3/4		別記様式第1号の別紙1の（2）イの対象農用地面積及び金額の増減

4 多面的機能支払交付金に係る推進事業	日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号）及び日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付け27生産第2855号及び27農振第2219号）により市町村、推進組織が行う事業に要する次の経費 ア 促進計画の策定に要する経費 イ 推進・指導に要する経費 ウ 実施状況の確認事務に要する経費 エ その他推進事業の実施に必要な事項に要する経費	定額		多面的機能支払交付金に係る推進事業に要する経費における国庫交付金の30%を超える減
---------------------	---	----	--	---

年度福岡県多面的機能支払交付金交付申請書

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

[推進組織]
住 所
団 体 名
代表者名 氏 名 印
又は
市町村長 氏 名

年度において下記のとおり事業を実施したいので、福岡県多面的機能支払交付金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請する。
なお、事業の内容等は別紙の事業実施計画のとおりである。

記

交付金交付申請額	
1. 農地維持支払交付金	円
2. 資源向上支払交付金（共同活動支援）	円
3. 資源向上支払交付金（長寿命化）	円
4. 多面交付金に係る推進事業	円

予算議決年月日 年 月 日 において議決

職 名 氏 名

- 注1：様式の申請者名の欄にある「印」は押印を義務付けるものではなく、押印がなくても署名があれば受け付けるものである。
- 注2：事業実施計画において、別紙1は多面交付金実施要綱別紙3の第2の3、別紙2－1は推進交付金交付等要綱第5の3、別紙2－2は推進交付金交付等要綱第5の4に基づく事業実施計画書を、本要綱に定める様式と同等の内容を記載し提出している場合は、添付を省略することができる。
- 注3：実施要領第2の22の(2)のオに該当する市町村は、別紙2を添えて提出するものとする。
- 注4：実施要領第2の22の(2)のキに該当する市町村は、別紙3を添えて提出するものとする。

別記様式第2号（第7条関係）

年度福岡県多面的機能支払交付金変更承認申請書

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

[推進組織]
住 所
団 体 名
代表者名 氏 名 印
又は
市町村長 氏 名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、福岡県多面的機能支払交付金交付要綱第7条の規定により申請する。

記

記載事項は、別記様式第1号の記に準ずる。

（注）1 記の記載内容については、別記様式第1号の記に準ずる。また、別記様式第1号による交付金交付申請書に添付した事業実施計画書を変更して提出するものとする。

この場合において、「変更（中止又は廃止）の理由」を添付するとともに、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

2 交付金の額が増額（減額）する場合には、件名の「〇〇年度福岡県多面的機能支払交付金変更承認申請書」を「〇〇年度福岡県多面的機能支払交付金の変更及び追加（減額）交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、福岡県多面的機能支払交付金交付要綱第7条の規定により申請する。」を「下記のとおり変更したいので、福岡県多面的機能支払交付金交付要綱第7条の規定により、交付金〇〇〇円を追加交付（減額承認）されたく申請する。」とする。

3 様式の申請者名の欄にある「印」は押印を義務付けるものではなく、押印がなくても署名があれば受け付けるものである。

4 事業実施計画においては、別紙1は多面交付金実施要綱別紙3の第2の3、別紙2－1は推進交付金交付等要綱第5の3、別紙2－2は推進交付金交付等要綱第5の4に基づく事業実施計画書を、本要綱に定める様式と同等の内容を記載し提出している場合は、添付を省略することができる。

年度福岡県多面的機能支払交付金概算払請求書

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

[推進組織]
住 所
団 体 名
代表者名 氏 名
又は
市町村長 氏 名

年 月 日付け 農振第 号で交付決定通知のあった事業について、下記のとおり金 円を概算払により交付されるよう請求する。

記

1. 請求金額の内訳

年 月 日現在

経費 区分	交付決定額 A	既受領額 B		請 求 額 C		残 額 A－B－C		事業完了予定 年月日	備考
		金 額	出来高	金 額	月日 迄予定 出来高	金 額	3月31日 迄予定 出来高		
農地維持支払 交付金	円	円	%	円	%	円	%	H . .	
資源向上支払 交付金									
多面交付金に係る推進事業									
計	円	円	%		%	円	%		

2. 事業遂行状況

経費区分	事業費 (A)	事業の遂行状況 (B) (年 月 日)	進捗率 (B) / (A)	備考
農地維持支払交付金	円	円	%	
資源向上支払交付金				
多面交付金に係る推進事業				

別記様式第4号（第9条関係）

年度福岡県多面的機能支払交付金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

[推進組織]
住 所
団 体 名
代表者名 氏 名
又は
市町村長 氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった多面的機能支払交付金について、福岡県多面的機能支払交付金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり交付金に係る事業の遂行状況を報告する。

記

区 分	事 業 費 A	事業の遂行状況 (〇〇年〇月〇日) B	進 捗 度 B / A	備 考
農地維持支払交付金	円	円	%	
資源向上支払交付金				
多面的機能支払交付金に係る推進事業費				
計	円	円	%	

注) 事業遂行状況には、市町村は活動組織へ交付された交付金について、交付金の区分毎の支払い総額を記載すること。

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

[推進組織]
住 所
団 体 名
代表者名 氏 名
又は
市町村長 氏 名

年度福岡県多面的機能支払交付金（多面的機能支払交付金に係る推進事業）
交付決定前着手届

標記事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、福岡県多面的機能支払交付金交付要綱第 9 条第 4 項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらのあらゆる損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

区分	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日

理由

注 1 区分欄には「市町村推進事業」「推進組織推進事業」の該当する事業を記載

年度福岡県多面的機能支払交付金実績報告書

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

[推進組織]
住 所
団 体 名
代表者名 氏 名
又は
市町村長 氏 名

年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり事業を実施したので、福岡県多面的機能支払交付金交付要綱第 11 条の規定により、その実績を報告する。

記

記載事項は、別記様式第 1 号の記に準ずる。

注 1：添付書類として、福岡県多面的機能支払交付金事業実績報告書等を添付するものとする。

（記載内容で変更となった部分については変更前を括弧書きで記載すること）

ただし、事業実績報告書において、別紙 1 は多面交付金実施要綱別紙 1 の第 8 の 1（1）及び別紙 2 の第 8 の 1（1）、別紙 2－1 及び別紙 2－2 は推進交付金交付等要綱第 17 の 6 に基づく事業実績報告書を、本要綱に定める様式と同等の内容を記載し提出している場合は、添付を省略することができる。

注 2：このほかの添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費等ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。また、交付金申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。

注 3：多面交付金実施要領第 2 の 22 の（2）のオに該当する市町村は、別紙 2 を添えて提出するものとする。

注 4：多面交付金実施要領第 2 の 22 の（2）のキに該当する市町村は、別紙 3 を添えて提出するものとする。

注 5：多面交付金実施要領第 1 の 2 の（6）、第 2 の 2 の（6）又は 2 の（9）に該当する市町村は、実績報告書に別紙 4 を添えて提出するものとする。ただし、多面交付金実施要綱別紙 1 の第 8 の 1（1）及び別紙 2 の第 8 の 1（1）に基づく事業実績報告書を、本要綱に定める様式と同等の内容を記載し提出している場合は、添付を省略することができる。

別記様式第7号（第11条の4関係）

年度福岡県多面的機能支払交付金の仕入に係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

[協議会]
住 所
団 体 名
代表者名 氏 名
又は
市町村長 氏 名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった福岡県多面的機能支払交付金について、福岡県多面的機能支払交付金交付要綱第11条の4の規定により、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 適正化法第15条の交付金の額の確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 交付金の確定時に減額した仕入に係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 交付金返還相当額
(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を提出すること。
・ 消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
・ 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・ 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
・ 推進組織が、消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料 | 金 | 円 |
| 5 | 当該交付金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]
(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。 | | |

6 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を提出すること。

- ・ 金銭出納簿その他必要な資料又はその写しを添付すること。
- ・ 推進組織が法人であり、かつ、免税事業者の場合は、事業の実施年度の前々年度に係る法人税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書、売上高を確認できる書類
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける地域協議会の場合は、事業の実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・ 推進組織が、消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第9号（第16条関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔事業実施主体者〕 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者の役職及び氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

(別紙1)

年度 福岡県多面的機能支払交付金事業実施計画書(実績報告書)

1. 事業の目的

2. 事業計画(実績)及びその内容

(1) 農地維持支払交付金

ア. 基本単価

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費+県費)	備考
田 ①		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
畑 ②		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
草地 ③		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
計 ①+②+③		a	円	円	

(注1)区分及び交付単価は、福岡県が策定した要綱基本方針に従い記載すること。

(注2)相殺交付を行っている場合は、備考に相殺額を記載すること。(記載例:【相殺額(事業費):○○円】、【相殺額(国費):○○円】、【相殺額(県費):○○円】)

(2) 資源向上支払交付金

ア. 地域資源の質的向上を図る共同活動

(ア) 基本単価

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費+県費)	備考
田 ①		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
基本単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
畑 ②		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
基本単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
草地 ③		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
基本単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
計 ①+②+③		a	円	円	

(注1)区分及び交付単価は、福岡県が策定した要綱基本方針に従い記載すること。

(注2)相殺交付を行っている場合は、備考に相殺額を記載すること。(記載例:【相殺額(事業費):○○円】、【相殺額(国費):○○円】、【相殺額(県費):○○円】)

(イ)加算単価(加算措置の適用がある場合のみ、記載する)

a.多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費+県費)	備考
田 ①		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
畑 ②		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
草地 ③		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
計 ①+②+③		a	円	円	

(注1)区分及び交付単価は、福岡県が策定した要綱基本方針に従い記載すること。

(注2)相殺交付を行っている場合は、備考に相殺額を記載すること。(記載例:【相殺額(事業費):〇〇円】、【相殺額(国費):〇〇円】、【相殺額(県費):〇〇円】)

加算措置の 対象組織数
組織

b.農村協働力の深化に向けた活動への支援(R5廃止)

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費+県費)	備考
田 ①		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
畑 ②		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
草地 ③		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
計 ①+②+③		a	円	円	

(注1)区分及び交付単価は、福岡県が策定した要綱基本方針に従い記載すること。

(注2)相殺交付を行っている場合は、備考に相殺額を記載すること。(記載例:【相殺額(事業費):〇〇円】、【相殺額(国費):〇〇円】、【相殺額(県費):〇〇円】)

加算措置の 対象組織数
組織

c.水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費+県費)	備考
田		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
計		a	円	円	

(注1)区分及び交付単価は、福岡県が策定した要綱基本方針に従い記載すること。

(注2)相殺交付を行っている場合は、備考に相殺額を記載すること。(記載例:【相殺額(事業費):〇〇円】、【相殺額(国費):〇〇円】、【相殺額(県費):〇〇円】)

加算措置の 対象組織数
組織

d.環境負荷低減の取組への支援

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費+県費)	備考
長期中干し	800 (円/10a)	a	円	円	
冬期湛水	4,000 (円/10a)	a	円	円	
夏期湛水	8,000 (円/10a)	a	円	円	
中干し延期	3,000 (円/10a)	a	円	円	
江の設置等	作溝実施	4,000 (円/10a)	円	円	
	作溝未実施	3,000 (円/10a)	円	円	

加算措置の 対象組織数 (特定事業実施者含む)
組織

イ. 施設の長寿命化のための活動

区分	交付単価	対象農用地面積	交付上限額(事業費)	交付上限額(国費+県費)	備考
田 ①		a	円		
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
畑 ②		a	円		
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
草地 ③		a	円		
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
保全管理する区域内に 存在する集落数 ④	(円/集落)	集落	円	円	
計 ①+②+③+④		a	円	円	
交付額			交付額(事業費)	交付額(国費+県費)	
			円	円	

(注1)区分及び交付単価は、福岡県が策定した要綱基本方針に従い記載すること。

(注2)1集落200万円の対象農用地面積には、1集落200万円の上限額が適用される対象組織の対象農用地面積を記載すること。

(注2)相殺交付を行っている場合は、備考に相殺額を記載すること。(記載例:【相殺額(事業費):〇〇円】、【相殺額(国費):〇〇円】、【相殺額(県費):〇〇円】)

ウ. 組織の体制強化に対する支援(R7拡充)

区分	交付単価	対象組織数	交付額(事業費)	交付額(国費+県費)	備考
	400,000 (円/組織)	組織	円	円	

エ. 組織の広域化・体制強化(R6廃止)

区分	交付単価	対象組織数	交付額(事業費)	交付額(国費+県費)	備考
3集落以上または 50ha以上200ha未満	40,000 (円/組織)	組織	円	円	
200ha以上1,000ha未満ま たは特定非営利活動法人	80,000 (円/組織)	組織	円	円	
1,000ha以上	160,000 (円/組織)	組織	円	円	

3. 経費の配分

区 分	交付金に係る事業に要する経費(交付金に係る事業に要した経費)	負担区分		
		国 費	都道府県費	市町村費
農地維持支払交付金	円	円	円	円
資源向上支払交付金	円	円	円	円
計	円	円	円	円

(注)備考欄には、消費税仕入控除額を減額した場合は「減額した金額〇〇円」を、同税額がない場合は「該当無し」を同税額が明らかでない場合は「含税額」をそれぞれ記入すること。

4. 事業の完了(予定)年月日

〇〇年〇月〇日

5. 収支予算(収支精算)

(1)収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
国庫負担金	円	円	円	円	
農地維持支払交付金	円	円	円	円	
資源向上支払交付金	円	円	円	円	
都道府県費	円	円	円	円	
農地維持支払交付金	円	円	円	円	
資源向上支払交付金	円	円	円	円	
市町村費	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

(2)支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
農地維持支払交付金	円	円	円	円	
資源向上支払交付金	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

< 施行注意 >

実績報告の際には、「2. 事業計画及びその内容」及び「3. 経費の配分」は変更となった部分について、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を()書で上段に記載するとともに、「交付金に係る事業に要する経費」を「交付金に係る事業に要した経費」、「5. 収支予算」を「5. 収支精算」、「本年度予算額」を「本年度精算額」、「前年度予算額」を「本年度予算額」に置き換えるものとする。

(別紙2)

1. 返還等実施計画表

1. 題題
○年度

[illegible]

(別紙3)

實際向上支援(長寿化)の取組相当(予定)総額

[illegible]

(注1)「面積」の欄には相殺交付を行つた年度の面積減少後の対象農用地面積を記載するとともに、「交付上限額」の欄には相殺交付を行う年度の交付上限額を記載すること。

(注2)「返還相当額」の欄には、「交付上原額」の欄の合計が「交付額」を上回る場合は、該当なしと記載すること。

(注3) 返還方法の欄には、貸渡向上支払(長寿命化)における返還率に該当がある場合に、返還又は相殺交付の場合、返還又は相殺交付のどちらかを記載すること。なお、返還を記載した場合は、相殺交付額の欄の記載は不要とするが、備考の欄に返還予定年度を記載すること。

2. 相殺交付等実績報告表【資源向上支払(長寿命化)】

資源向上支払(長寿命化)の返還相当総額

[illegible]

(注1)「面積」の欄には相殺交付を行う年度の面積減少後の対象農用地面積を記載するとともに、「交付上限額」の欄には相殺交付を行う年度の交付上限額を記載すること。

(注2)返還相当額の額には、「交付上取額」の欄の合計が「交付額」を上回る場合は、該当なしと記載すること。

(別紙4)
特例措置適用実績報告表
○年度

市 町 村 名	対 象 組 織 名	甚 大 な 自 然 災 害 の 名 称	活 動 が 必 要 な 理 由	取 特 例 措 置 を 適 用 し て 組 ん だ 活 動 内 容

(注1) 甚大な自然災害の名称欄には、該当する甚大な自然災害の略称・総称等を記載すること。
(注2) 活動が必要な理由欄には、「早期の営農再開に向け、応急措置及び補修・更新等に取り組む必要があるため」等の理由を記載すること。
(注3) 特例措置を適用して取り組んだ活動内容欄には、施設名(○○水路等)及び具体的内容(L=○○mの復旧等)を記載すること。

(別紙2-1)

年度 福岡県多面的機能支払推進交付金事業実施計画書(実績報告書)

1. 促進計画の策定(実績)

策定時期	備考
月	

2. 推進・指導等

(1) 説明会等の開催計画(実績)

開催時期	説明内容	備考
月		

(2) 推進・指導等の計画(実績)

実施時期	内容	備考
月		

(3) 審査・通知等の計画(実績)

実施時期	内容・件数等	備考
月		

(4) 推進に関する手引き等の作成計画(実績)

資料の内容	配布先	作成部数	備考
		部	

(5) 事務支援組織への支援計画(実績)

交付時期	対象組織数	交付額	備考
月	組織	円	

3. 実施状況の確認事務(実績)

確認時期	体制・件数等	備考
月		

4. その他推進事業の実施に必要な事項

実施時期	内容・事業量等	備考
月		

5. 経費の配分

市町村推進事業に要する経費 (又は要した経費)	負担区分		
	国費	都道府県費	市町村費
千円	千円	千円	千円

6. 事業の完了予定年月日(完了年月日)

年 月 日

(別紙2－1別添)

福岡県多面的機能支払推進交付金 市町村推進事業の経費の配分

区分		対象経費					事業に要する経費 (又は事業に要した経費)	備考
		事業項目	旅費	諸謝金	委託費	事務費	交付金	
市町村推進事業 (1)+(2)+(3)+(4)								
(1)促進計画の策定								
(2)推進・指導等								
(3)実施状況の確認事務								
(4)その他推進事業の実施に必要な事項								

備考欄には、消費税仕入控除額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合は「含税額」をそれぞれ記入すること。

福岡県多面的機能支払推進交付金 推進組織推進事業の経費の配分
別紙2-2(別添)

備考欄には、消費税仕入控除額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合は「含税額」をそれぞれ記入すること。